

第35回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年5月16日(火) 午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(22人)

1番	林	敏文
2番	河村	明
3番	熊野	茂公
4番	埤田	定
5番	林	清市
6番	繁本	武紀
7番	神田	公司
8番	大嶋	順子
9番	上野	政之
10番	城	俊治
11番	中邑	照司
13番	田村	浩昭
15番	久保田	等
16番	小田	博
17番	宮内	昭寿
18番	松浦	信行
19番	藤本	準一
20番	藤井	訓志
21番	弘田	靖
23番	山本	忠男
24番	吉原	則行
25番	田村	耕一(会長)

4 欠席委員(2人)

12番	杉尾	正
14番	西岡	宏道

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第4条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第35回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、12番 杉尾 正 委員、14番 西岡 宏道 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。本日の出席委員は22名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、23番 山本 忠男 委員、24番 吉原 則行 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入ります。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は2件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、上島田地内にある1筆で、地目は畑、面積は818㎡の自作地です。譲渡の事由ですが、譲受人としては、耕作地の拡大、農業経営の向上を図ることができると考え、譲渡人は農地が有効に活用され適正に管理がされるのならと、贈与による所有権の移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果をご説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地、自宅から近距離であり、利便性が高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

なお、譲受人の世帯員名義の農地の内3筆7,330㎡が不耕作地である

ことが判明いたしました。特段の理由もなく耕作放置している土地があると、通常は、この全部効率利用要件に抵触し許可されませんが、県が定めている処理要綱において特段の理由として「生産性が著しく低い農地、立地の極めて劣悪な農地等でその地域での通常の農業経営を行う者が耕作または養畜の事業に供することが困難なもの」は「耕作又は養畜の事業に供すべき農地に当たらない」とされております。この不耕作地が該当するのではないかということで、島田地区の担当委員3名に現地の確認をお願いし、結果、耕作に供すべき農地には当たらないとの結論から、今回許可の判断対象から除外しております。

ただし、当農地については、所有者より非農地判定の申し出をして頂き、次回総会等でお諮りをする予定としております。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人及び世帯員は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当はないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の宮内 昭寿 委員に調査をお願いし、先の不耕作地を除き特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります

議長 宮内委員、補足説明がありましたらお願いします。

17番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第1号の2番に入ります前に、山本 忠男 委員につきましては、2番の案件が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による「議事参与の制限」の対象となるため、一時退席をお願いします。

(山本委員退席)

議長

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

つづきまして、番号の2番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号2をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字塩田地内にある2筆で、地目は田、面積は合計で5,106㎡の本年3月まで基盤強化法の利用権設定より譲受人が耕作していた農地です。譲渡の事由ですが、当該農地の所有者が亡くなり相続人がないことから、家庭裁判所が選任した財産管理人より譲受人へ贈与の申し出があり、譲受人としては、耕作地の拡大、農業経営の向上を図ることができると考えた結果、贈与の申し出を受けることとし、家庭裁判所の贈与を許可する旨の審判も降りており所有権の移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、譲受人である農事組合法人が従前より耕作していた農地であり、又、法人調書・営農計画書による農機具の確保の状況、農作業に従事する業務執行役員の

状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は農事組合法人の権利取得ですので適当と考えます。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人の事業執行役員等により耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の神田 公司 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 神田委員、補足説明がありましたらお願いします。

7番 特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございませぬか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の2番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、山本 忠男 委員に入場していただきます。

(山本委員 入場、着席)

議長 山本 忠男 委員に報告します。議案第 1 号の 2 番は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 2 号について事務局から説明をお願いします。

事務局 つづきまして議案第 2 号「農地法第 4 条転用許可申請に対する許可決定について」です。

議案の 1 ページでございます。

今月の申請は 1 件でございます。

では番号の 1 番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第 4 条の番号 1 をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件の申請者は、現在は広島県在住の方です。また、申請のあった土地は、大字岩田地内にある 1 筆で、J R 岩田駅から北東約 2,400m に位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。地目は田、面積は合計で 505 m² の申請人所有の自作地です。ここを転用し、自己用住宅を建築したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず「農地の区分」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていないおおむね 10 ヘクタール未満の小団地の農地であり、第 1 種にも第 3 種にも該当しない農地であるため「第 2 種農地」と考えます。

「転用の目的」は自己用住宅ということですが、他に目的を達成できる土地がないこと、また、集落との接続性から適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、金融機関からの融資を利用することです。融資内定通知書により資力は十分にあることは確認しておりますので、適当であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から 6 ヶ月以内に完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、

これは該当なしと考えます。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、該当しないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書の内容等から判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の杉尾 正 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の 1 番は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 3 号について事務局から説明をお願いします。

事務局

つづきまして、議案第 3 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。

議案の 1 ページをご覧ください。

今月の申請は 1 件でございます。

では番号の 1 番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第 5 条の番号 1 をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、使用貸借による権利の設定に伴う転用許可申請でございます。

申請者は、譲渡人は東荷の方で、譲受人は現在山口市にお住まいです。また、申請のあった土地は、大字東荷地内にある1筆で、光市役所から北北東約2,800mに位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。地目は畑、面積は378㎡の自作地です。ここを転用し、自己用住宅を建築したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。まず「農地の区分」ですが、申請地は農業公共投資の対象とはおりませんが、集団的に存在する農地内に在り第1種農地と考えます。

次に、「転用の目的」は自己用住宅ですが、他に目的を達成できる土地がないこと、また、集落との接続性から適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、自己資金及び金融機関からの融資を利用することです。通帳残高、融資内定通知書により資力は十分にあることは確認しておりますので、適当であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から5箇月以内に完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当するものはないと考えます。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、該当しないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書の内容等から判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の林 敏文 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 林 敏文 委員、補足説明がありましたらお願いします。

1 番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。
議案第 3 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 4 号について事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成 29 年 5 月 8 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

今回は、新規の計画が 9 件、23 筆で面積は 26,023 m²、更新が 11 件、19 筆で面積は 28,477 m²、新規、更新の合計は 20 件、42 筆で合計面積は 54,500 m²となっております。

うち、農地中間管理事業分については、借受農用地リストで示されているとおり、7 件、13 筆で合計面積 24,480 m²が対象であり、また、農用地利用配分計画の予定としては、合同会社が 1 法人、農事組合法人が 1 法人となっております。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明につきましては以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました次に、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして報告事項ですが、議案の3ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について」です。届出の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて報告第2号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、7件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第1号から2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの

で、御了解いただきたく存じます。

以上で第35回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成29年5月16日開催の第35回光市農業委員会総会の議事録である。

平成29年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印